

3学年の特待制度について

■特待制度について

3学年の特待生制度について以下のように定める。

特待種類	内容	採用条件
入試特待生	授業料のうち就学支援金を除いた額を免除する。	前年度、入試特待生であった生徒が以下の基準をすべて満たした場合、継続して入試特待生とする。
特別奨学生		以下の基準を満たした場合、人物、学習態度等を総合的に審査した上で、若干名が特別奨学生に認定される。

■基準

成績、出欠の基準は以下のように定める。成績基準に関しては、模試成績、定期考査のすべての基準を満たすことが必要である。

模擬試験 定期考査 成績	<p>■模試成績</p> <p>①進研模試 7月、11月、1月3回の全国偏差値の平均値（理社は11月、1月の2回） 国公立型 「国数英総合」が75以上 かつ 「『理科』が75以上または『社会』が80以上」 私文型 「2教科国英」が77.5以上 かつ 「社会」が80以上</p> <p>②駿台模試 第1回、第2回の2回の全国偏差値の平均 国公立型 「英数国」が62.5以上 私文型 「英国」が65以上</p> <p>③河合塾全統模試 5月、9月2回の全国偏差値の平均値 私文型 「文系」が72.5以上</p> <p>①～③のいずれか2つを満たすこと。</p> <p>■定期考査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年次の5教科の評定平均が4.8以上であること。 ・赤点課題の対象となることがない。 <p>欠席10日以内かつ遅刻5回以下である。 ※長期の通院や入院等によるやむを得ない理由により超えた場合は、審査の上可否を学校側が決定する。</p>
出欠等状況	年度中に学則処分を受けた場合は、次年度の特待生には認定されない。
その他	年度中に学則処分を受けた場合は、次年度の特待生、特別奨学生には認定されない。

■入試特待生の継続、特別奨学生の認定の通達時期

3月の学年末考査後に、該当の生徒に通達を行う。入試特待の継続、特別奨学生の認定は、校長面談を経て正式な決定となる。